

和光市市民協働推進センターレンタルボックス利用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市民協働推進センターに登録する市民活動団体（以下、「登録団体」という。）の活動を支援するため、市民交流スペース内にあるレンタルボックス（以下、「レンタルボックス」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用申請)

第2条 レンタルボックスの利用申請を行なうことができる者は、登録団体とする。ただし、市民活動推進課長（以下、「課長」という。）が必要と認めるときは、この限りではない。

- 2 登録団体が利用できるレンタルボックスは、原則として1つまでとする。
- 3 レンタルボックスの利用を希望する登録団体は、レンタルボックス利用申請書（様式第1号）を課長に提出する。
- 4 前項の利用申請を受け、課長が利用を適当と認め、レンタルボックスを利用できる団体（以下、「利用団体」という。）に決定したときは、様式第2号にて、その旨を通知する。
- 5 年度当初の利用申請において、レンタルボックスの利用を希望する登録団体がレンタルボックスの数を超えたときは、利用申請書に記載する使用用途及び頻度を考慮し決定する。使用用途及び頻度が同じ場合は抽選により利用団体を決定する。なお、抽選に外れた団体の利用申請及び抽選後に提出された利用申請については、レンタルボックスに空きがでる若しくは利用申請した年度末まで、利用団体の決定は行わない。
- 6 レンタルボックスの利用を希望する登録団体がレンタルボックスの数に満たないときは、随時利用を決定する。

(利用期間)

第3条 レンタルボックスの利用期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、利用できる日時は市民交流スペースの開所日及び開所時間とする。

- 2 各年度の当初に利用登録数がレンタルボックスの数に満たないときには、前条第3項の申請により、利用期間を更新するものとする。

(利用料金)

第4条 レンタルボックスの利用料金は、無料とする。

(利用方法)

第5条 利用団体は、自己責任のもとレンタルボックスを利用しなければならない。

- 2 利用団体は、レンタルボックスを利用し、当該団体の活動に必要な備品等に限り保管することができる。ただし、必要な備品等であっても、保管する上で危険が生じる物については、保管することができない。

3 利用団体は、レンタルボックスを利用しなくなったときは、速やかに課長にその旨を申し出なければならない。

(利用条件)

第6条 利用団体は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 管理は利用団体自身が行なうこと。
- (2) 他の団体や個人に権利を譲渡または転貸しないこと。
- (3) 適正な目的以外の目的に利用しないこと。
- (4) レンタルボックスを損傷したときは、原則として修理に要する費用を負担すること。

(検査)

第7条 課長が必要と認めたときは、利用中のレンタルボックスの検査を行うことができる。

(利用の取消し)

第8条 利用団体が第6条各号の利用条件を守らないときは、課長は利用の停止または取消しをすることができる。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準の運用は、平成29年1月1日から実施する。

附 則

この基準の運用は、令和2年3月1日から実施する。